

保護者の皆様

学校給食における飲用牛乳の対応について

多摩市では完全給食として飲用牛乳提供を原則としていますが、食物アレルギーや食物アレルギー以外の疾患、特別な事情により牛乳を飲用できない児童生徒がいます。また、停止できず手つかずの牛乳が一定量廃棄されている食品ロスの実状がありました。そこで学校給食における飲用牛乳の必要性をご理解いただいた上で、令和5年9月より診断書の提出が無くても飲用牛乳停止届の提出により飲用牛乳を停止できるように対応いたします。

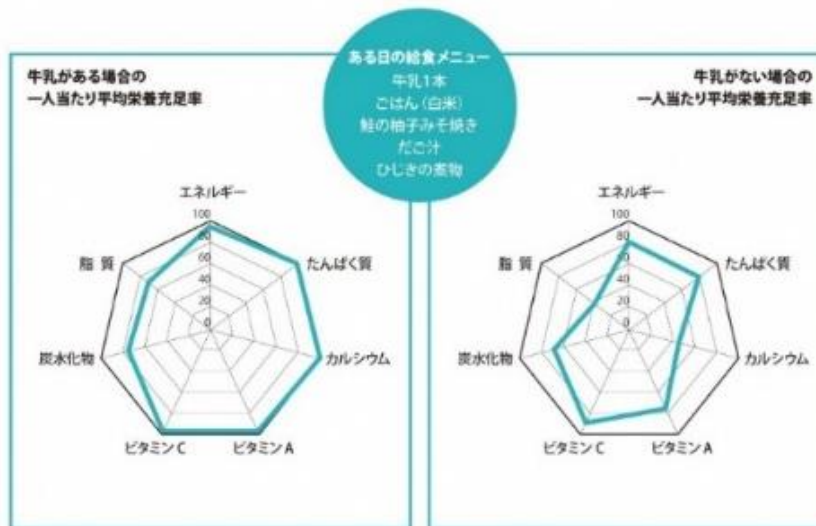
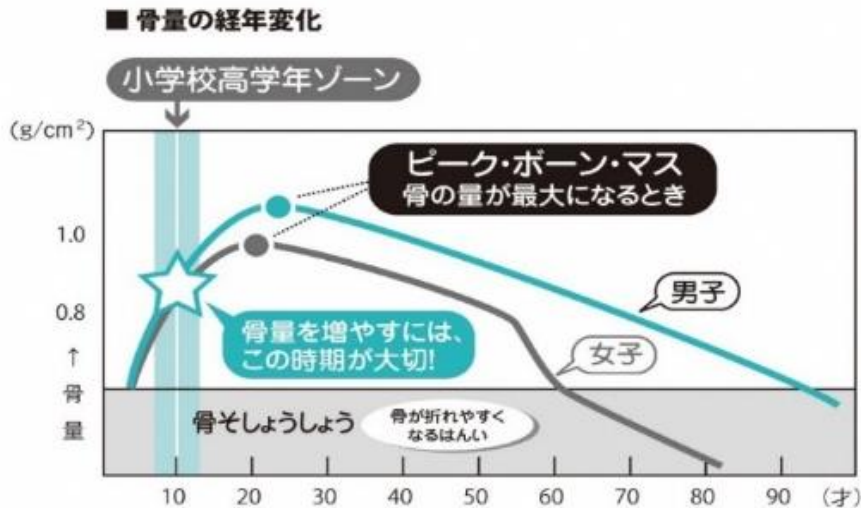
記

1. 学校給食における牛乳の必要性

日本の学校給食は、法律に基づいて教育活動の一環として実施されています。学校給食は、子どもの成長に必要な各栄養素の基準を国が設定し、栄養バランスを考えた食事を全国の学校で提供しています。

多くの栄養素の摂取量が充足あるいは過剰になっている現在においても、カルシウムは日本人にとっていまだに不足しがちな栄養素です。このため、文部科学省が定める「学校給食摂取基準」はカルシウムについて、1日に必要な摂取量の50%が学校給食で摂取できるよう設定しています。カルシウムは牛乳・乳製品や小魚、野菜など身近な食品に多く含まれることはよく知られています。食品の栄養素は、食べた量がそのまま体内に取り込まれるのではなく、一部は吸収され、残りは排泄されます。牛乳はカルシウムが豊富なだけでなく、吸収率が最も高い食品のひとつです。コップ1杯（200ml）に含まれるカルシウムは227mgで、吸収率は40%。小魚33%や野菜19%に比べて、より多くのカルシウムを効率よく摂ることができます。体内に吸収されたカルシウムは、筋肉の収縮、神経伝達、骨や歯の形成など、体づくりに利用されます。骨も皮膚と同じように代謝しており、全身の骨は生涯、生まれ変わり続けます。成長期には骨を大きく強くすることにも使われるため、伸び盛りの子どもは、大人以上にカルシウムが必要です。また、骨格の成長が完了し、最大骨量に到達する小児～青少年の発育期に、より高い骨量を得て丈夫な骨をつくっておくことが、女性の閉経後の骨粗しょう症予防、また男女問わず高齢期の転倒・骨折予防まで見据えた、生涯にわたる骨の健康につながります。

以上のことを考慮し、多摩市の学校給食では、特別な事情がない限り少しずつでも飲んでみようと思う気持ちを大切に、飲用牛乳の提供を推奨しております。



2. 飲用牛乳の対応を変更する理由

多摩市では完全給食として飲用牛乳提供を原則としていますが、食物アレルギー以外の疾患、特別な事情により牛乳を飲用できない児童生徒がいるのが実情です。この度、体調不良等で飲めない児童生徒に対して、医師の診断を求めずに保護者からの相談で牛乳の飲用を止めることができるよう教育委員会に請願が提出され採択されました。そこで上記1のとおり、学校給食における飲用牛乳の必要性をご理解いただいた上で、診断書の提出がなくても飲用牛乳停止届(以下「申請書」)の提出により令和5年9月の給食より提供を停止できるようにいたします。

3. 飲用牛乳を停止する場合の対応

(1) 飲用牛乳の停止開始時期について

給食センターが飲用牛乳停止届の写しを受理後、次の期間(①②③)から対応を開始します。対応は①4月～7月、②9月～12月、③1月～3月で行います。

※ 小学1年生については、4月～7月は、アレルギー等による申請以外は、通常の給食を提供します。

(2) 飲用牛乳代に含まれている「停止」する飲料（提供できない飲料）について

- ・ 飲用牛乳（ミルメークなど飲用牛乳の付属品を含む）
- ・ 発酵乳（ジョア、飲むヨーグルトなど）
- ・ 乳飲料（ミルクコーヒーなど）
- ・ 乳酸菌飲料（ヤクルト、カルピスなど）
- ・ その他**乳成分を含む飲料**

停止する飲料
（提供できない飲料）



(3) 飲用牛乳代に含まれていない「停止」しない飲料（提供する飲料）について

- ・ ジュース類
- ・ お茶類（緑茶、紅茶など）
- ・ その他**乳成分を含まない飲料**



停止しない飲料
（提供する飲料）

※ (3) の飲料代は、お支払いいただいているため提供します。

**(2)の飲料は提供
できません**



**飲料代が飲用牛乳代金に含まれる
ので提供できません**

**(3)の飲料は提
供します**



飲料代が給食費に含まれています



ジュース類等

(4) 欠席などにより (2) の飲料が余った時の対応について

停止する児童生徒に対しては、牛乳代をお支払いいただいているため、飲料が余っていても飲用することはお控えください。

(5) お楽しみ給食（代替デザート）の対応について

飲料について対応するものではなく、デザートについて対応する事業のため、該当者は飲用牛乳停止届の停止理由が1または2で提出された児童生徒となります。よって通常のデザートが食べられない児童生徒を対象として行う事業のため、3または4の理由の方は、代替デザートの対象とはなりませんのでご注意ください。

(見本) 飲用牛乳停止届の停止理由欄

停止理由 (○をつけてください)
1. 食物アレルギー
2. 特定の食物摂取制限 (宗教上や疾病等)
3. 飲用による体調不良 (乳糖不耐症、下痢、腹痛等)
4. その他 ()

**代替デザート対応事業の対象の方は、1
または2に○がある方です。** 該当の方は

以下の連絡も受けています。

- ・ アレルギー献立表提供申請書
- ・ 情報提供資料申請届
- ・ 疾病等による食物摂取制限など

